

合意書

(以下、「甲」という。)、 (以下、「乙」という。)とは、
本日下記のとおり合意した。

第 1 条 (謝罪)

甲は乙に対し、元来甲が乙の夫 (妻) である (以下、「丙」という。)と不倫交際していたことに関し、心より謝罪し、今後丙との関係を一切断つことを誓約する。

第 2 条 (慰謝料、探偵調査費用)

甲は乙に対し、私通により丙の貞操義務を違反させ、夫婦関係を侵害したことによる責任及び乙に対して精神的・肉体的苦痛を与えた責任として、金 _____ 円の慰謝料支払の義務、探偵調査費用などの支出を賠償する義務があることを認めた。

第 3 条 (慰謝料等支払方法)

前条に定める慰謝料等の支払については下記のとおりとする。

- 本日限り全額を支払うものとする。(乙はこれを受領した。)
- 金 _____ 円については、本日限り支払う(乙はこれを受領した。)ものとし、残金 _____ 円については、毎月 _____ 円の _____ 回払いとし、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日を第一回として、以後毎月末日までに、乙の住所地に持参または乙の指定する金融機関(_____ 銀行 _____ 支店)の乙名義の口座(普通口座 _____)に振込送金して支払う。

第 4 条 (遅延損害金)

甲の乙に対する前条の支払いが1回でも遅れた場合には、当然に期限の利益を失い、甲は乙に対して、その時点での残金の合計金額にその時点から年 _____ %の割合による遅延損害金を付加して、これを直ちに支払うものとする。

第 5 条 (期限の利益の喪失)

本合意成立後、甲について次のうち一つでも生じた場合には、乙からの通知催告がなくとも当然に期限の利益を失い、甲は、直ちに債務の全額を弁済支払うものとする。

- (1) 支払の停止又は破産、民事再生開始のいずれかの申立てがあったとき。
- (2) 住所変更または勤務先の変更の通知を怠るなど、甲の責めに帰すべき事由によって、乙に甲の住在または勤務先が不明になったとき。
- (3) その他本合意書の各条項に違反したとき。

第 6 条 (秘密保持)

甲および乙は、知り得た相手方及び丙に関する秘密を、第三者に開示、漏洩しないものとする。また、甲は丙に関する画像を含む情報の一切を破棄することを誓約する。

(立会人) 氏 名 _____ 印